

「産業廃棄物税の今後のあり方について（答申）」

平成27年10月 福島県環境審議会より抜粋

4 産業廃棄物税の今後のあり方について

(3) 税制度

エ 課税の特例

本県では、自社の最終処分場に産業廃棄物を搬入する場合、その重量の1/2を課税標準とする課税の特例を設けている。この制度は多額の投資や努力により自社処分場を確保し、自ら処理することで排出事業者責任による自己処理に努めていることに考慮して設けられたものであり、自社処分事業者の納税額は減少傾向にあり、全体の税収額に占める割合は小さい。制度創設当時の趣旨も考慮して、引き続き、当該制度を継続することが適当であると考えている。

また、排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合、その超える部分について1/2を課税標準とする課税の特例を設けている。この制度は排出抑制の実効性と適正規模の税負担の双方を考慮した税制度が望ましく、特定の納税者にあまりにも高額な税負担が発生する場合、一定の軽減措置が必要であるとして設けられたものであり、特例納付事業者の納税額は増減があるものの、平成26年度の全体の税収額に占める割合は税導入直後の平成19年度と同程度となっており、対象事業者も平成23年度を除き、制度創設当時と変わりがないことから、引き続き、当該制度を継続することが適当であると考えている。

なお、本課税の特例に関しては、福島県地方税制等検討会の委員から「将来的には段階的に解消することを考えてもよいのではないか」また、「税理論として、税の優遇制度は小規模事業者に適用するのが一般的で、大規模事業者に適用するのは原則的にあまり好ましいものではない」との意見があった。

オ その他

一般廃棄物とあわせて処理される産業廃棄物（併せ産廃）については、税の公平性の観点から、一律に課税すべきとの考え方もあるが、排出事業者の理解を得る必要があること、厳しい経済状況の中で新たな負担を求めることの是非、徴税コストとの兼ね合い及び課税手法に関する課題があり、これらの課題を解決することが重要である。